

利用料の減免制度のご案内

社会福祉法人恩賜財団 済生会 支部 岡山県済生会

特別養護老人ホーム みなみがた荘

介護老人保健施設 なでしこ苑

介護老人保健施設 たちばな苑

【利用料の減免制度について】

① 減免制度って何？

- 社会福祉法の中に規定があります。
- 社会福祉法人が社会福祉事業として運営している老人保健施設において利用料を減額する制度です。

② どんな事情で制度が利用できるの？

収入の減少などの理由により、利用料の支払いが困難になった場合や、利用料の支払いが理由で家族が生計を維持できなくなった場合などです。

(具体的にいうと…)

- 利用者本人や、その世帯が住民税非課税（住民税を払っていない）となっていて、利用料の支払いが困難な場合
- 長期入所となってしまう利用料の支払いが困難な場合
- 家庭の経済的事情で利用料の支払いが困難な方

③ どのくらいの額が免除されるの？

利用される方の1ヶ月にかかった基本料金（介護保険給付・施設サービス費）、食費、居住費、日用品費、教養娯楽費等を足した額の約10%の金額を、1ヶ月の請求額から差し引きます。

なお、減免金額は介護度・利用者負担額、入所される施設によっても異なります。減免制度等でご不明な点やご相談がありましたら、支援相談員までお尋ねください。